

大阪府河内長野市における移動販売に係る 公民連携の現状

石 原 肇[†]

Current Situation of Public-Private Partnerships Related to
Mobile Sales in Kawachinagano City, Osaka Prefecture

ISHIHARA Hajime

要 旨

近年、基礎的自治体とコンビニエンスストア（CVS）との間で協定を結び、移動販売が実施されている。これらがいかなる地域で行われているか把握していくことが必要である。CVS大手三社の公式HPから移動販売の取組み状況を確認した。その結果、ファミリーマートでは1都11県、ローソンでは33都道府県、セブン-イレブンでは1道1都2府30県となっており、セブン-イレブンの取組みが最も多い。セブン-イレブンは、2011年5月の茨城県を皮切りに移動販売を開始し、大都市圏以外で実施されてきた。2017年になると兵庫県で、2018年になると京都府、愛知県、大阪府、東京都で実施されており、近年、大都市圏で移動販売が展開されている。大都市圏での取組みをみると、山間部を抱える地域が多い。セブン-イレブンは、2018年10月から大阪府河内長野市において移動販売を開始している。河内長野市では、2012年から生協による移動販売が行われている。このように、他の事業者が既に移動販売を行っている地域にコンビニエンスストアが新たに参入するケースが多くなる可能性が示唆される。今後の動静を注視していく必要がある。

[†]大阪産業大学 デザイン工学部環境理工学科 教授

草 稿 提 出 日 6月27日

最 終 原 稿 提 出 日 8月7日

Abstract

In recent years, agreements have been established between municipalities and convenience stores (CVS), and mobile sales have been implemented. It is necessary to understand in which regions these efforts are being conducted. A search of convenience store mobile sales confirmed from the official websites of three major CVS companies that mobile sales is implemented by Family Mart in 12 districts, Lawson in 33, and Seven-Eleven in 34. Seven-Eleven's mobile sales effort is the most significant. Seven-Eleven started mobile sales in Ibaraki prefecture in May 2011, and implemented it outside the metropolitan Osaka area. They have started operations in Hyogo Prefecture in 2017 and in Kyoto Prefecture, Aichi Prefecture, Osaka Prefecture and Tokyo Prefecture in 2018, and mobile sales have been developed in the larger metropolitan areas in recent years. Looking at efforts in the metropolitan areas, there are many areas that are mountainous. Seven-Eleven started mobile sales in Kawachinagano City, Osaka Prefecture in October 2018. In Kawachinagano City, mobile sales have been conducted by Co-op since 2012. As such, it is suggested that there may be more cases where convenience stores have entered areas where other operators have already established mobile sales operations. It is necessary to observe mobile sales activities to foresee future trends.

キーワード：公民連携，移動販売，コンビニエンスストア，生協，河内長野市，大阪府
Keywords: public-private partnerships, mobile sales, convenience stores, co-op,
Kawachinagano city, Osaka Prefecture

1 はじめに

(1) 研究の背景

児玉 (2018) は、公共政策をいかに実現するのか、公共サービス提供のあり方が問われているとした上で、政府体系に変革が求められる中、公共サービスの提供をめぐる、大きく3つの時代潮流があるとしている。すなわち、①市場メカニズムを活用しようとする「新公共経営」の流れ、②国から地方自治体に権限と財源を移譲する「地方分権改革」の動き、③政府に限らず、非営利組織や企業、市民など多様な主体に参画を促す「ガバナンス」という志向の3つで、これらが端的に表れるのが、自治体における公民連携の取組みであるとしている (児玉, 2018)。

地方自治体と企業との包括連携協定とは、「自治体と企業が、経済・観光・教育・災害対策・環境保全等、幅広い分野で協働することを協議して決定するもの」とされている(津久井, 2017)。近年、地方自治体とコンビニエンスストア(以下、CVS)との間で結ばれる地域包括連携協定の増加が著しい(毎日フォーラム, 2017)。鷲巢(2014)は近年の地域におけるCVSの公共的役割を評価している。また、伊藤(2014)は近年の地域におけるCVSのインフラとしての機能に着目している。2017年6月には、CVS大手三社は災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定され、被災地への支援物資の迅速な供給が期待されている(内閣府(防災担当), 2017)。

石原(2019)は、基礎的自治体とCVSとの間で結ばれる地域包括連携協定数に着目したところ、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートの大手三社のうち、セブン-イレブンが突出して多く、締結する市の規模は様々であること、協定事項に着目すると地産地消や市内産品の販路拡大を1番にしているケースが多いことを把握した。社会的なインフラとして認識されつつあるCVSと地方自治体との協定は、地域包括連携協定にとどまらず、近年は、基礎的自治体とCVSとの間で移動販売の実施や見守り協定の締結がなされてきており、これらがいかなる地域で締結されているかを今後把握していくことも必要である(石原, 2019)。

(2) 先行研究

近年の地理学における公民連携の研究をみると、公共サービス提供のあり方が問われる中、神谷他編(2012)による『地方行財政の地域的文脈』では、行政事務の外部化、高齢者や保育といった福祉サービス、ごみ処理の委託などについての調査が進められた。同様の視点からさらに議論が深められ、佐藤・前田編(2017)による『ローカル・ガバナンスと地域』では、公共サービスの供給についてのみならず、公共政策の担い手としてのボランティアセクターの台頭についてまで論じられている。近年、地理学では、公民連携について多くの知見が蓄積されてきているといえよう。CVSについても地理学では、松山他(2016)がこれまでの研究成果をまとめており、立地や出店の方法など多くの知見が得られてきている。

本研究は、地方自治体とCVSとの公民連携の一つの実施策として移動販売を取り上げる。行政的な視点からすれば、移動販売は買物弱者対策の一手段と位置付けられる。商学の分野では、移動販売は企業が採算のとりにくい事業であると評価されている(例えば、高橋他, 2012)。地理学からは、岩間編(2012)により「フードデザート問題」が提起され、対応策としての移動販売の研究が蓄積されてきている(例えば、岩間他, 2016, 豊田・高石, 2016)。

(3) 研究の目的

地方自治体とCVSとのソフトな公民連携に関しての知見はそれほど多くは得られていない。企業にとって採算のとりにくい事業であると考えられている移動販売であるが、地方自治体との協定に基づくCVSの移動販売が増加している。そこで、本研究では、地方自治体との協定に基づくCVSの移動販売について着目し、CVS大手三社の取組みを把握するとともに、具体的な事例の状況と当該地方自治体の地域的特性や移動販売を巡る状況を把握することを目的とする。

2 研究方法

本研究では、まずCVS大手三社の公式HPから2018年12月31日現在での、移動販売に関する記載や記者発表資料から移動販売の取組み状況を確認した。つぎに、CVS大手三社のうち、最も多くの地域で移動販売の取組みを行っている1社に、移動販売の展開状況などについてヒアリングを行った。さらに、この1社が大阪府内での移動販売の取組みを2018年10月から開始したことから、その実施状況を現地調査するとともに、当該基礎的自治体へのヒアリングを行った。なお、当該基礎的自治体へのヒアリングから、当該基礎的自治体でCVS以外に移動販売を実施する別の事業者の存在に関する情報がもたらされたことから、別の事業者へのヒアリングも行った。これらの情報を基に考察を行う。

3 結果

(1) CVS大手三社の移動販売の取組み状況

CVS大手三社の公式HPから2018年12月31日現在での、移動販売に関する記載や記者発表資料から移動販売の取組み状況を確認した。その結果、ファミリーマートでは1都11県、ローソンでは33都道府県、セブン-イレブンでは1道1都2府30県となっており、地域包括連携協定数と同様に(石原, 2019)、セブン-イレブンの取組みが最も多い。

(2) セブン-イレブンの移動販売の取組み状況

ここで、最も多くの都道府県で移動販売の取組みを実施しているセブン-イレブンに着目し、同社のHPに掲載公表されている移動販売に係る記者発表資料に基づき、その実施状況を表1に示した。セブン-イレブンは、2011年5月の茨城県を皮切りに移動販売を開始し、当初は、熊本県、宮城県、広島県などで実施されてきた。2017年になると兵庫県で、2018年になると京都府、愛知県、大阪府、東京都で実施されており、近年、大都市圏で移動販売が展開されていることが伺える。大都市圏の都府県の取組みをみると、山間部を抱

表1 セブン-イレブンの移動販売の実施状況

開始年月日	都道府県	市町村
2011年5月21日	茨城県	城里町
2011年7月21日	熊本県	芦北町, 津奈木町, 水俣市
2011年7月27日	宮城県	気仙沼市, 岩沼市
2011年8月10日	広島県	世羅町
2011年11月9日	栃木県	大田原市
2011年11月24日	長野県	坂城町, 長和町, 東御市
2012年10月25日	山形県	西川町
2013年1月18日	和歌山県	橋本市, 九度山町, 高野町
2016年5月9日	愛媛県	内子町
2017年3月1日	長崎県	東彼杵町
2017年7月21日	福井県	越前市
2017年8月1日	秋田県	湯沢市
2017年8月24日	岐阜県	川辺町
2017年9月14日	兵庫県	川西市
2017年11月2日	富山県	射水市
2018年2月8日	山口県	光市
2018年2月15日	京都府	舞鶴市
2018年3月27日	青森県	青森市, 黒石市, 八戸市, 弘前市, 三沢市
2018年5月30日	愛知県	新城市
2018年10月10日	大阪府	河内長野市, 千早赤阪村
2018年10月25日	東京都	練馬区

資料：セブン-イレブン記者発表資料より作成

える地域が多いが、東京都は練馬区の光が丘団地で実施されており、既成市街地でも実施されている。

先の表1の空白を埋めるべく、(株)セブン-イレブン・ジャパン関西ゾーン総務担当に問い合わせ、資料提供を受け、1道1都2府30県で実施していることを確認した。ただし、非公開とすることを依頼された。

また、2018年になって東京都、大阪府、愛知県といった三大都市圏の中心をなす3都府県で移動販売が開始されたことは、戦略的なものかを、(株)セブン&アイ・ホールディングスCSR統括部に尋ねた。その結果、移動販売の取組みはボトムアップで同社に上がってくるものであり、偶然であるとの回答であった。

(3) セブン-イレブンの大阪府における移動販売の取組み状況

表1に示したとおり、セブン-イレブンは、2018年10月から大阪府河内長野市において

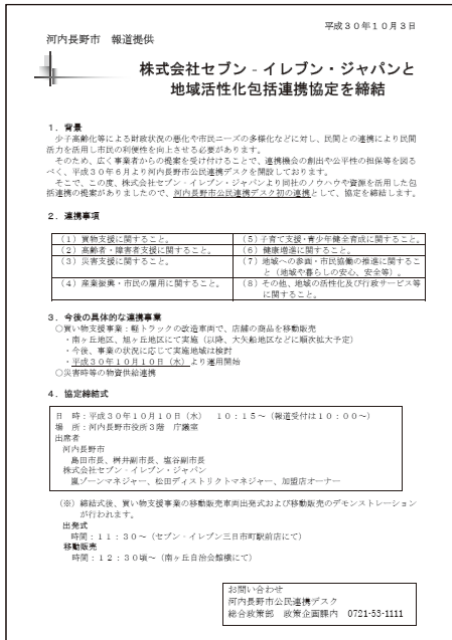


図1 河内長野市の記者発表資料
資料：河内長野市(2018)より引用



図2 セブン-イレブンの記者発表資料
資料：セブン-イレブン(2018)より引用

移動販売を開始している。これは、2018年10月10日に、河内長野市とセブン-イレブンが地域包括連携協定を締結したことに基づくものである。図1は河内長野市の記者発表資料である。図1に示すように、この協定では8つの協定事項があげられており、1番目が「買物支援に関すること。」となっている。また、セブン-イレブンは河内長野市との地域包括連携協定に基づく移動販売を実施するにあたり、図2に示す記者発表資料を公表している¹⁾。

河内長野市のセブン-イレブン三日市駅前店のオーナーにヒアリングを行った。オーナーは、大阪府の別の市の出身であるが、河内長野市でセブン-イレブンを開業し、市内に3店舗をもつに至っている。オーナーの移動販売を実施するにあたっての考えは、「開業当初は、夜中でも若者がたむろする場所だと、近隣から非難を浴びるなど厳しい時代であった。時代は変わり、コンビニエンスストアは社会的インフラとしても評価されるようになった。地域への恩返しをするために、移動販売の取組みを地元の河内長野市や隣接する千早赤阪村に働きかけた。」とのことである。

(4) 河内長野市の地域的特性

大阪府河内長野市は大阪府の南東部に位置し、市域の面積は109.6km²である(図3)。

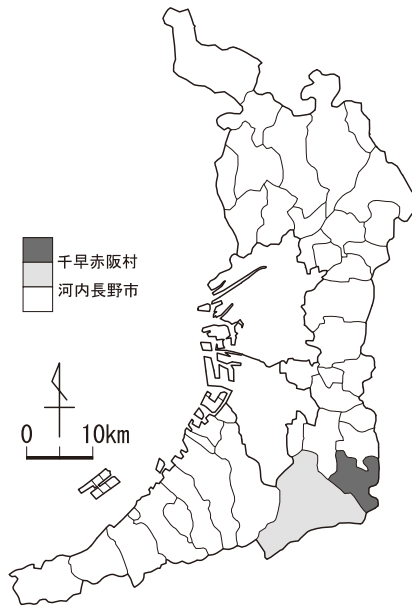


図3 河内長野市の位置図



図4 河内長野市のニュータウン

資料：河内長野市公表資料を引用

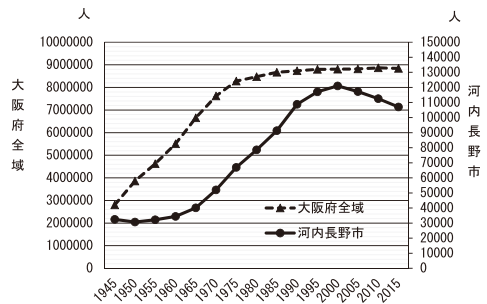


図5 河内長野市の人口の推移

資料：国勢調査より作成

市域には、南海高野線の千代田駅、河内長野駅、三日市町駅、美加の台駅、近鉄長野線の汐ノ宮駅、河内長野駅がある。また、国道170号（大阪外環状線）や国道371号（高野街道）が市域を通る。

1954年（昭和29年）に長野町をはじめとする6町村が合併し、市制施行している。市制施行時には、市内に広い未利用地が存在し、また大阪都心まで30分圏という立地条件であることから、多くの企業により、大阪のベッドタウンとして、小中規模のニュータウン造成がなされてきている（図4）。

河内長野市の人口の推移を大阪府全域のそれと比較したのが図5である。大阪府全域の

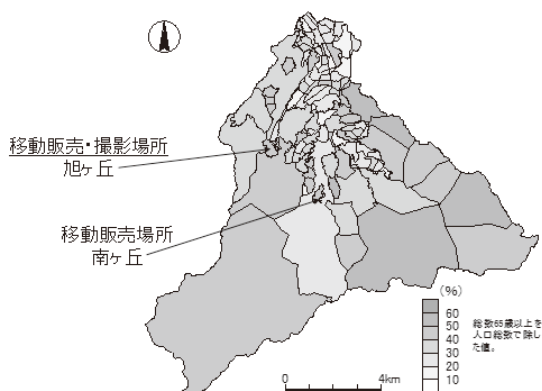


図6 河内長野市における町丁目別の65歳以上人口割合およびセブン-イレブンの移動販売の場所

資料：2015年国勢調査およびセブン-イレブン（2018）より作成



写真1 河内長野市旭ヶ丘におけるセブン-イレブンの移動販売の様子

資料：筆者撮影（2018年12月17日）



写真2 河内長野市旭ヶ丘における閉鎖された店舗の様子

資料：筆者撮影（2018年12月17日）

人口は戦後の1945年から2010年まで一貫して増加しており、2015年になって初めて減少に転じている。河内長野市の人口は1955年から増加し、高度経済成長期に急激に伸びたが、2000年をピークとし、以降減少し続けている。

図6は、2015年の国勢調査に基づき、町丁目別の65歳以上人口割合を示したものにセブン-イレブンの移動販売の場所を記したものである。ニュータウンが立地する箇所は、周辺よりも65歳以上人口割合が高い傾向にある。そのような箇所である旭ヶ丘や南ヶ丘でセブン-イレブンの移動販売が実施されている。写真1は、旭ヶ丘でのセブン-イレブンの移動販売の様子である。セブン-イレブンは軽自動車を改造して、主に食品を販売している。写真2は、旭ヶ丘の中にある、かつては近隣センターとしての役割を果たしていたも

のと推測される現在では閉まっている店舗の様子である。

(5) 河内長野市へのヒアリング結果

地域包括連携協定のもう一方の当事者である河内長野市にヒアリングを実施した。河内長野市政策企画課によれば、「これまでは委託業務等でプロポーザル方式等を導入し、企業の提案を受けてきた。行政施策へ企業のアイデアをもっと自由に提案してもらえよう、2018年(平成30年)6月に公民連携デスクを設けた。セブン-イレブンからの地域包括連携協定の申し入れ、締結は、公民連携デスクとして初の成果となる。移動販売に関しては、6~7年前にセブン-イレブンへ打診したことがあったものの、その当時は、現在のような社会状況ではなく、実現には至らなかった。河内長野市では、6年前より大阪いずみ市民生協による移動販売が行われている。移動販売をする地域や曜日が大阪いずみ市民生協とセブン-イレブンが重ならないよう留意している。」とのことであった²⁾。

(6) 大阪いずみ市民生協へのヒアリング結果

河内長野市へのヒアリングにおいて大阪いずみ市民生協による移動販売(以下、生協)が実施されているとの情報を得たことから、生協に河内長野市での移動販売の取組みについてヒアリングを行った。その結果、2012年6月に生協が移動販売に最初に取り組んだのが河内長野市と千早赤阪村であるとのことであった。生協が移動販売に着手するにあたり、先駆的に移動販売に取り組む札幌市の生協に担当者を研修のため派遣し、ノウハウを取得したとのことであった。その後、関係市町村等からの要請を受け、現在では13市町村で展開するに至っており、城山店、和泉中央店、泉佐野店、大野芝店の4店舗がそれぞれ1台ずつ2トンの移動販売車を保有しており、食料品だけでなく生活雑貨類も扱っている。河内長野市についてみると、2018年12月1日現在、延べ25地域59停留所で販売が行われている³⁾。1台の移動販売車は1日に8~10程度の停留所で移動販売を行っている。河内長野市では、自治会によっては、生協の移動販売が継続的に行われることを望み、移動販売車での購入補助券を発行している場合もあるとのことである(写真3)⁴⁾。

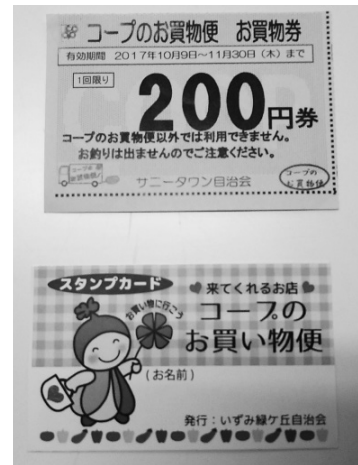


写真3 河内長野市の自治会における買物補助券

資料：筆者撮影(2018年12月17日)

4 まとめと今後の課題

本稿は、地方自治体との協定に基づくCVSの移動販売について着目し、CVS大手三社の取組みを把握するとともに、具体的な事例の状況と当該地方自治体の地域的特性や移動販売を巡る状況を把握することを目的とした。

CVS大手三社の公式HPから2018年12月31日現在での移動販売の取組み状況を確認したところ、セブン-イレブンが1道1都2府30県で取り組まれており、最も多い。セブン-イレブンに着目したところ、2011年5月の茨城県を皮切りに移動販売を開始し、当初は、熊本県、宮城県、広島県などで実施されてきた。2017年になると兵庫県で、2018年になると京都府、愛知県、大阪府、東京都で実施されており、近年、大都市圏で移動販売が展開されていることが伺える。

大阪府におけるセブン-イレブンの移動販売の取組みは、2018年10月から河内長野市と千早赤坂村で地域包括連携協定の下で開始された。河内長野市はニュータウンが多数あり高齢化が進んでいる。河内長野市では、セブン-イレブンが移動販売を始める前から、移動販売を行う事業者として生協が存在している。地域的にみれば、セブン-イレブンは後から参入している。

河内長野市でのセブン-イレブンの移動販売の取組み状況が、同社による大都市圏の丘陵部や山間部の地方自治体における移動販売の取組みの今後を左右していくものと推察される。

注

- 1) セブン-イレブンは、図2の中で、市域を越えて千早赤坂村への移動販売の実施を記している。千早赤坂村にはセブン-イレブンの店舗が無いので千早赤坂村とセブン-イレブンとは直接協定を結ばず、2010年12月15日に締結した大阪府とセブン-イレブンとの地域活性化包括連携協定の枠組みの中での移動販売を実施している。このことについては、別途稿を改め検討する。
- 2) 河内長野市役所では把握していないが、生協とセブン-イレブン以外にも移動販売を行っている事業者は存在するようであるとのことであった。
- 3) これらの地域の中には、セブン-イレブンが移動販売を行っている旭ヶ丘や南ヶ丘も含まれている。
- 4) 自治会によっては、このような動きに否定的なケースもあるとのことであった。

謝辞

本研究を進めるにあたり、河内長野市セブン-イレブン三日市駅前店のオーナーには、移動販売の現場でのヒアリングへの対応をいただいた。(株)セブン-イレブン・ジャパン関西ゾーン総務担当(行政推進)の担当者には、移動販売を行っている都道府県の資料を提供いただいた。(株)セブン&アイ・ホールディングスCSR統括部の担当者にヒアリングへの対応をいただいた。河内長野市の取組みについては、同市政策企画課の担当者にヒアリングへの対応をいただいた。大阪いずみ市民生協の取組みについては、担当者にヒアリングへの対応をいただいた。以上の皆様に、お礼を申し上げます。なお、本稿は、経済地理学会2019年度大会(2019年5月26日、名城大学ナゴヤドームキャンパス)において発表した「移動販売にみる地方自治体とコンビニエンスストアとの連携の現状」の一部を修正・追記したものであり、建設的なご質問・ご意見を賜った先生方に感謝申し上げます。

参考文献

- 石原 肇「コンビニエンスストアとの地域包括連携協定を結ぶ基礎的自治体の特性」『日本都市学会年報』第52巻、2019年、印刷中。
- 岩間信之編『フードデザート問題－無縁社会が生む食の砂漠－』、農林統計協会、2012年。
- 岩間信之・田中耕市・駒木伸比古・池田真志・浅川達人「地方都市における低栄養リスク高齢者集住地区の析出と移動販売車事業の評価－フードデザート問題研究における買い物弱者支援事業の検討－」『地学雑誌』第125巻、2016年、583-606ページ。
- 伊藤匡美「流通問題と社会インフラとしての小売業への転換の意味－コンビニエンスストア企業を中心として－」『東京国際大学論叢 商学部編』第89号、2014年、59-75ページ。
- 神谷浩夫・梶田 真・佐藤正志・栗島英明・美谷 薫編『地方行財政の地域的文脈』古今書院、2012年。
- 河内長野市「株式会社セブン-イレブン・ジャパンと地域活性化包括連携協定を締結」2018年。
(<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/uploaded/attachment/4799.pdf> 最終閲覧日：2019年6月26日)
- 児玉博昭「自治体における公民連携の現状と課題－栃木県と神戸市の事例比較から－」『白鷗法学』第24巻第3号、2018年、177-219ページ。
- 佐藤正志・前田洋介編『ローカル・ガバナンスと地域』ナカニシヤ出版、2017年。
- セブン-イレブン・ジャパン「大阪府内のセブン-イレブン初！ セブン-イレブンのお買物支援サービス 本格的な移動販売『セブンあんしんお届け便』を開始～10月10

日(水)大阪府河内長野市で移動販売開始～」2018年。

(<https://www.sej.co.jp/var/rev0/0001/7416/11810911946.pdf> 最終閲覧日：2019年6月26日)

高橋愛典・竹田育広・大内秀二郎「移動販売事業を捉える二つの視点－ビジネスモデル構築と買い物弱者対策－」『商経学叢』第58巻第3号，2012年，985-1009ページ。

津久井稲緒「自治体と企業との包括連携協定の可能性」『日本経営倫理学会誌』第24号，2017年，149-164ページ。

豊田哲也・高石優衣「フードデザート問題を解決するソーシャル・イノベーションの可能性：移動販売ビジネス「とくし丸」とその利用者特性」『日本地理学会発表要旨集』第87号，2016年。

内閣府(防災担当)「指定公共機関の追加について」2017年。

毎日フォーラム「連携協定 地域課題の解決へ 広がる自治体と企業の協働」2017年7月号，2017年，2-3・5-7ページ。

松山侑樹・遠藤 尚・中村 努「高知県高知市におけるコンビニエンスストアの立地展開の特異性」『E-journal GEO』第11巻第1号，2016年，40-55ページ。

鷺巢 力「公共空間化するコンビニ」『都市問題』第105巻第8号，2014年，85-93ページ。